

軽自動車税(種別割)、固定資産税(第1期)の納期限は5月31日(金)です。



納付書に印字された「QRコード」を利用した納付も可能です。

軽自動車税(種別割)には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。

申請は、毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは、お早めに税務課 資産税係へ申請してください。

■申請期限 5月31日(金)まで

■持参するもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(コピー不可)
- ②運転者のかたの運転免許証
- ③自動車検査証または軽自動車届出済証
- ④納税通知書
- ⑤納税義務者のかた(法人を除く)の個人番号確認および身元確認書類

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税(種別割)の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要となります。

個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認および身元(実存)確認)が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



Q 軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた...



A 4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず、軽自動車税(種別割)が課税されている場合は、税務課 資産税係までご連絡ください。

問合せ=税務課 資産税係 ☎76-5131

自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(金)です!

コンビニエンスストアの窓口での納付のほか、納税通知書などに記載された地方税統一QRコード(eL-QR)によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です。(PayPay、d払い、PayB、auPAY、ファミペイ、楽天ペイ、楽天銀行アプリなど)

また、地方税お支払いサイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

※自動車税種別割全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター(☎0570-012-229)へご連絡ください。



地方税お支払いサイト QRコード

個人住民税(町・県民税)の定額減税について

「令和6年度税制改正の大綱」において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、国の経済対策として令和6年度に課税される個人住民税の定額減税が実施されます。

【定額減税の対象となるかた】

令和6年度個人住民税の所得割が課税されるかたで、令和6年度個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下のかた

※個人住民税は「均等割額(森林環境税もあわせて徴収)」と「所得割額」からなっており、定額減税の控除は所得割額から行います。(均等割および森林環境税からは控除しません。)

【定額減税額】

納税者本人からの個人住民税の定額減税額は次の合計額になります。ただし、その合計額が個人住民税所得割分を超える場合は、個人住民税所得割分が限度額となります。

◆納税者本人 1万円

◆控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき1万円

※国税である所得税の定額減税(対象者1名につき3万円)については、国税庁特設サイトをご覧ください。



特設サイト QRコード

【定額減税後の個人住民税の主な納付方法】

◆特別徴収(給与天引き)のかた

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。

◆普通徴収(納付書や口座振替等)のかた

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税します

◆年金特別徴収(年金天引き)のかた

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

問合せ=税務課 住民税係 ☎76-5131

再生可能エネルギー発電設備を新たに設置する場合は町の許可が必要になります

4月1日に「美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理に関する条例」が施行されました。

再生可能エネルギー発電設備を新たに設置する場合は町の許可が必要になりますのでご注意ください。また、既存の再生可能エネルギー発電設備についても適切に維持管理を行うよう規定をしています。

【再生可能エネルギー発電設備とは】

化石燃料を使用せず太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのような自然界に常に存在するエネルギーを利用し発電を行う設備のことです。

【美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業】

発電事業を行う区域の面積が1,000㎡以上または発電量が10kw以上のものです。ただし、①②のどちらかに該当する場合は許可不要です。

- ①建築物の屋根または屋上に設置するもの
- ②農地法の許可を得ている営農型の太陽光発電設備

【美里町再生可能エネルギー発電設備の維持管理事業】

再生可能エネルギー発電設備が適切に管理されていないことが確認できた際は、適切な管理を行うよう指導することがあります。

維持管理に関する指導は、新たに設置するものだけでなく既設の設備に対しても行います。

問合せ=建設課 管理係 ☎76-5134